

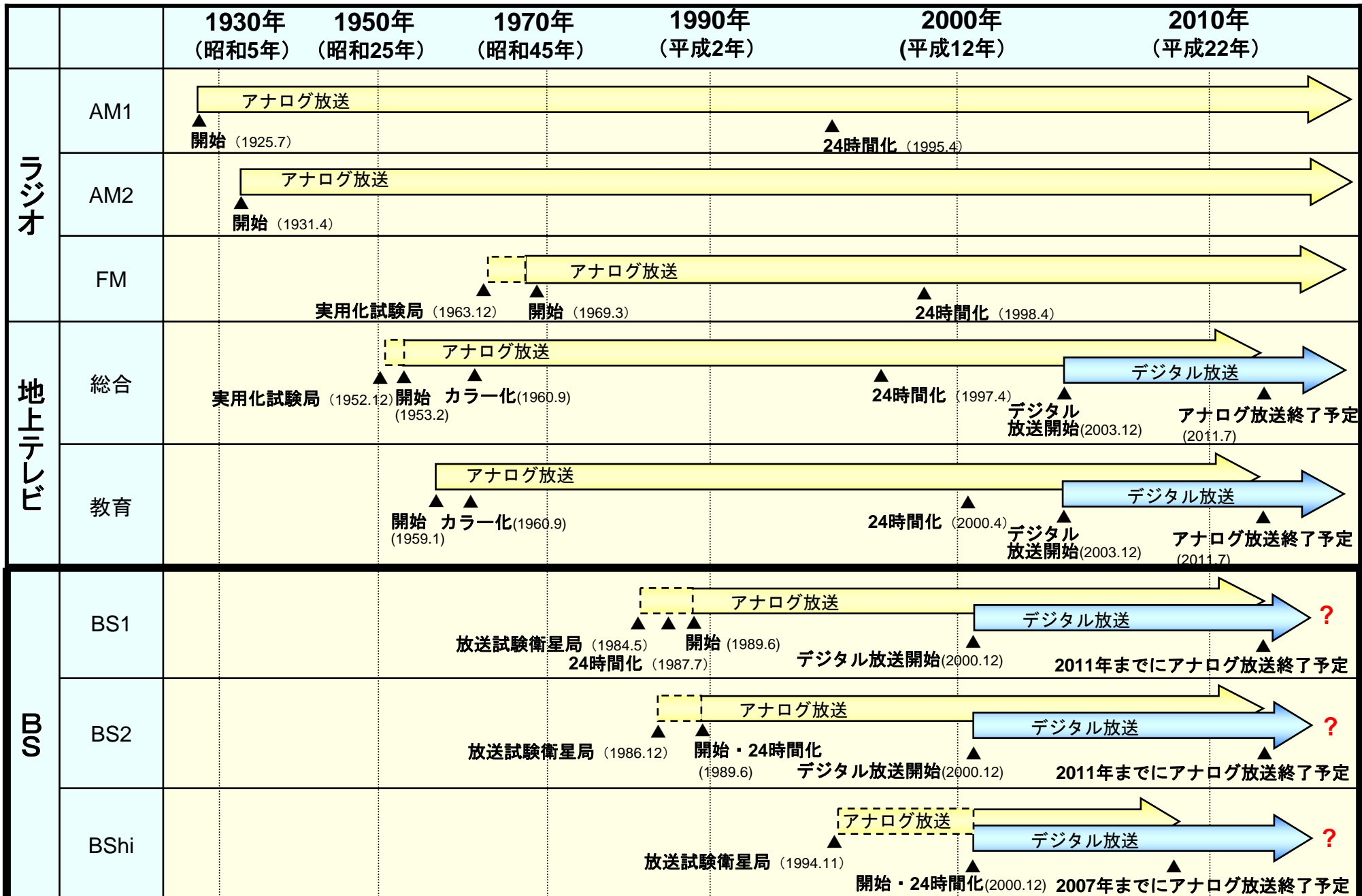
NHKの衛星放送の現状等について

平成19年8月7日(火)

1 NHKの各放送波の位置付け等

		放送普及基本計画				免許条件等
		放送局の置局の指針・基本的事項		放送対象地域ごとの放送系の数		
				放送対象地域	数	
ラジオ	AM1	総合放送		関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに1	
				それらに属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに1	
	AM2	教育放送		全国	1	
	FM	総合放送		都道府県の各区域	放送対象地域ごとに1	
地上テレビ	総合	総合放送	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ放送は平成23年までに終了 ・デジタル放送は、 <ul style="list-style-type: none"> 一高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術の特性を生かした放送を行うこと 一アナログ放送が終了するまで、自ら行うアナログ放送の大部分の放送番組を含めて放送すること等 	関東広域圏 (デジタルでは茨城県を除く。)	1	教育番組10%以上、 教養番組20%以上
				関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域	放送対象地域ごとに1	
	教育	教育放送		全国	1	教育番組75%以上、 教養番組15%以上
BS	BS1	衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送	これらの放送は、アナログ放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする(放送普及基本計画(総務省告示))	全国	1	教育番組10%以上、 教養番組20%以上
	BS2	難視聴解消を目的とする放送		全国	1	教育番組30%以上、 教養番組20%以上
	BShi	技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送		全国	1	

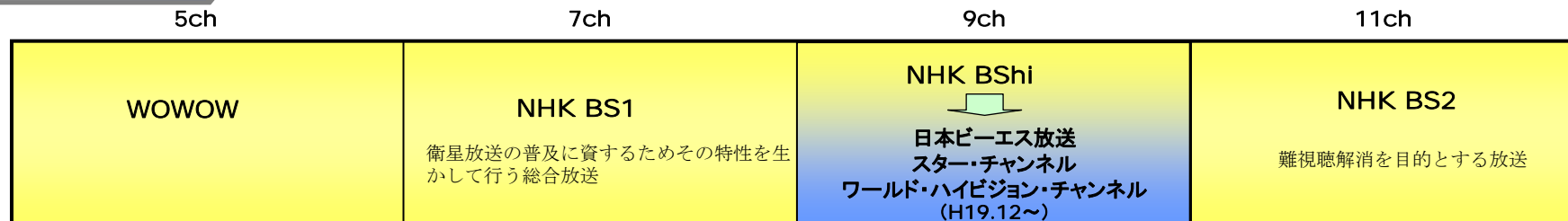
2 NHKのチャンネルの推移



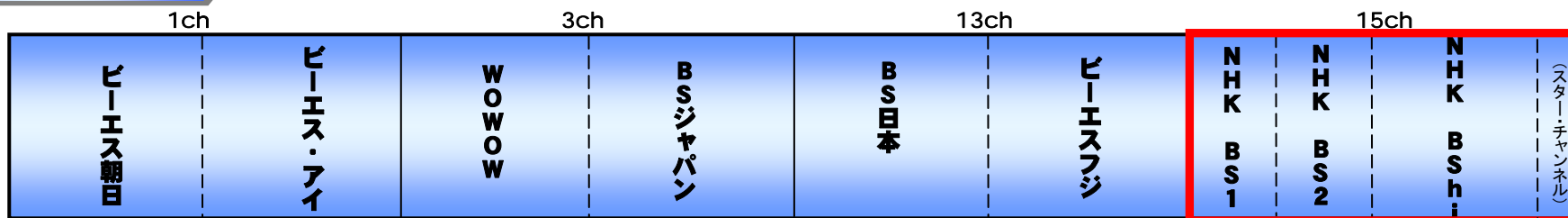
3 BSテレビジョン放送のチャンネルの概要

- BS放送は、現在、アナログ4チャンネル、デジタル4チャンネルで実施。
- アナログ放送のNHK BShi(9ch)については、本年9月で終了し、12月から民間衛星放送事業者3社がデジタル放送開始予定。
- その他のアナログ放送(WOWOW(5ch)、NHK BS1(7ch)及びNHK BS2(11ch))については、2011年までに終了予定。
- 現在、デジタルテレビジョン放送については、NHKの標準テレビジョン放送2番組、高精細度テレビジョン放送1番組の他、民間衛星放送事業者が実施。

BSアナログ放送



BSデジタル放送



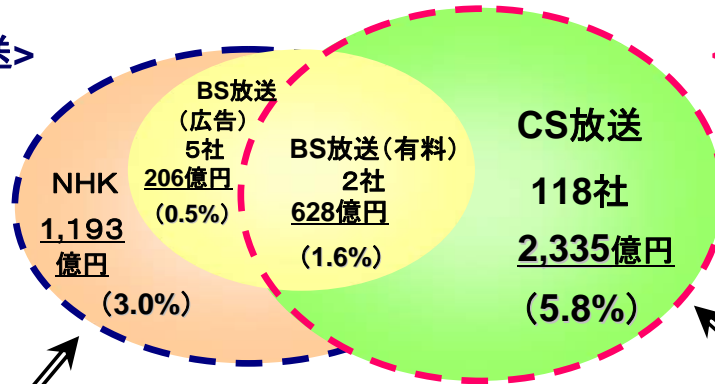
(注)この他、4チャンネルの未使用BSチャンネルがある。

4 テレビジョン放送を取り巻く市場の概況 (2005年度)

衛星放送

<総合放送>

<多チャンネル・専門放送>



地上放送

2005年度 (平成17年度)
放送メディア全体の収入
4兆0,011億円

ケーブルテレビ

在京キー局
5社
1兆2,672億円
(31.7%)

NHK
5,556億円
(13.9%)

ローカル局
114社
7,445億円
(18.6%)

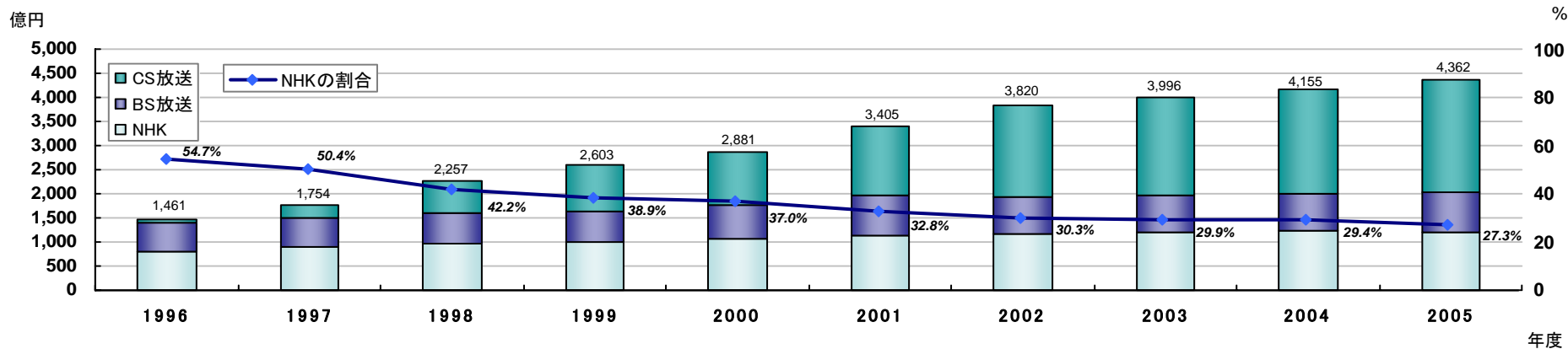
準キー・中京局
8社
4,238億円
(10.6%)

311社
3,850億円
(9.6%)

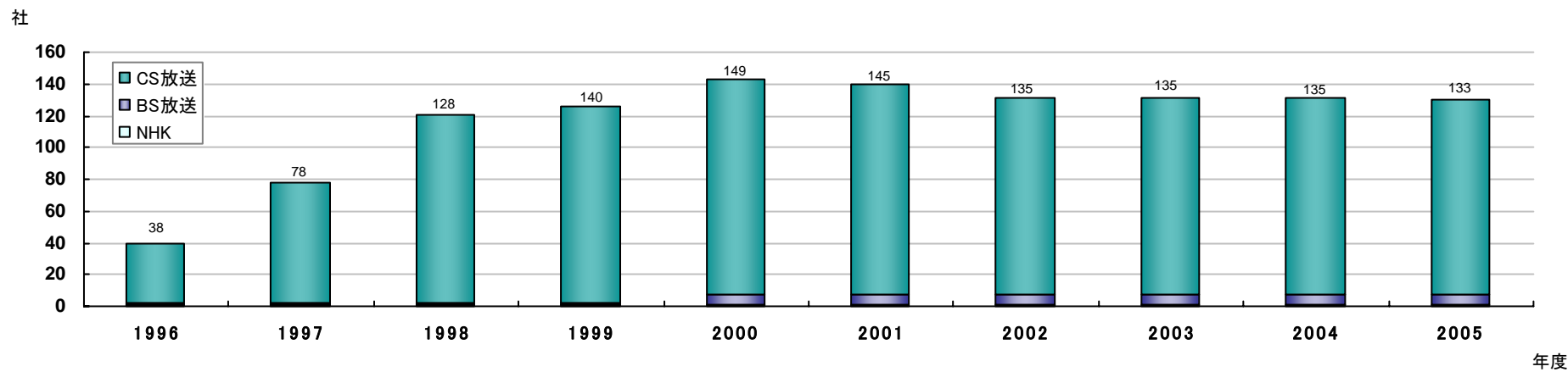
- 注1 括弧内の数字は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所がある。
- 注2 NHKを除く収入状況は、平成17年度までに開局した一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの(決算期が3月末以外の事業者についても、平成17年度内の決算期における収支状況を取りまとめている。)
- 注3 地上放送のNHK分については、平成17年度決算における経常事業収入から衛星放送に係る収入を差し引いて算出している。
- 注4 放送大学学園を除く。
- 注5 「ケーブルテレビ」は、自主放送を行う許可施・営利法人のうちケーブル事業を主たる事業とする者311社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

5 衛星放送における放送事業者の営業収益の推移

1 営業収益の推移

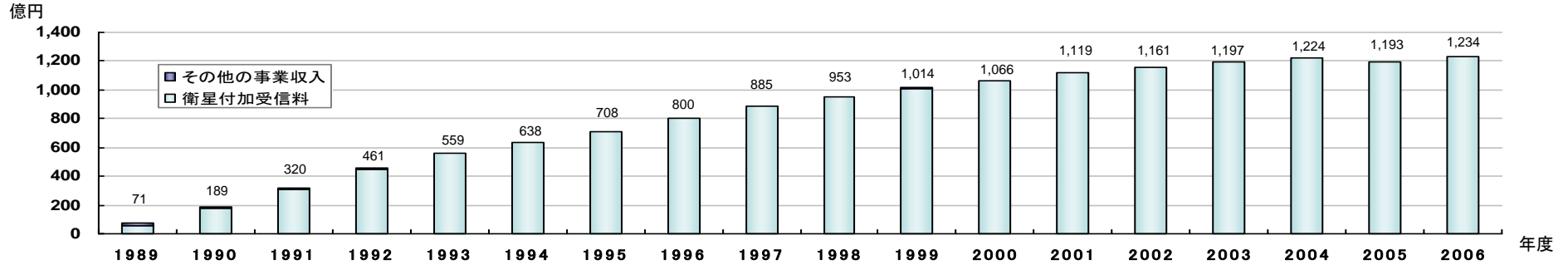


2 事業者数の推移

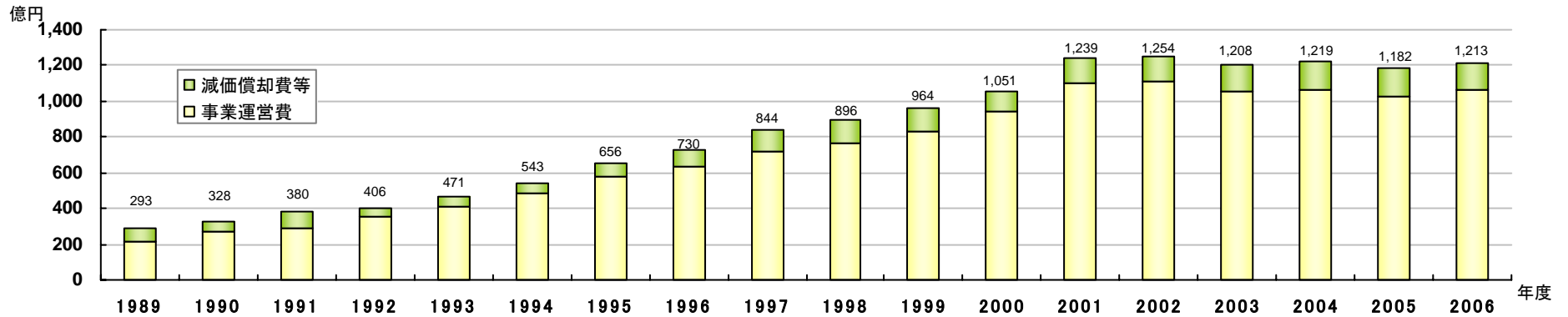


6 NHKの衛星放送関係収支の推移

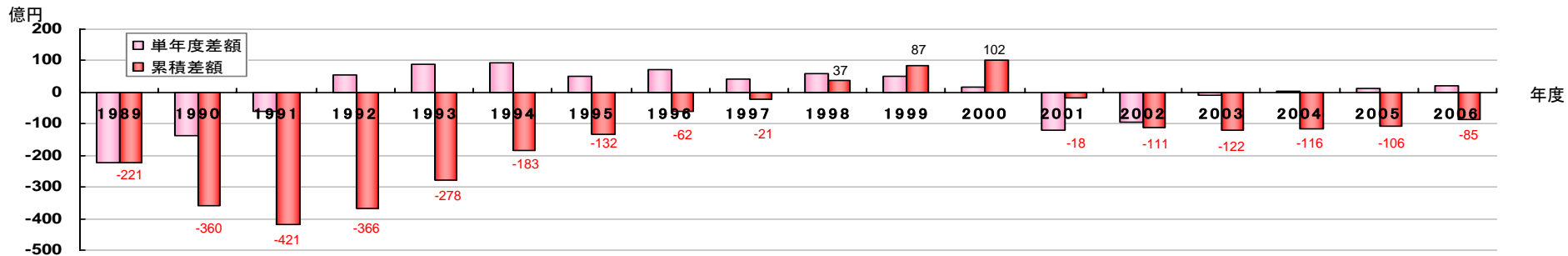
1 衛星放送に係る収入



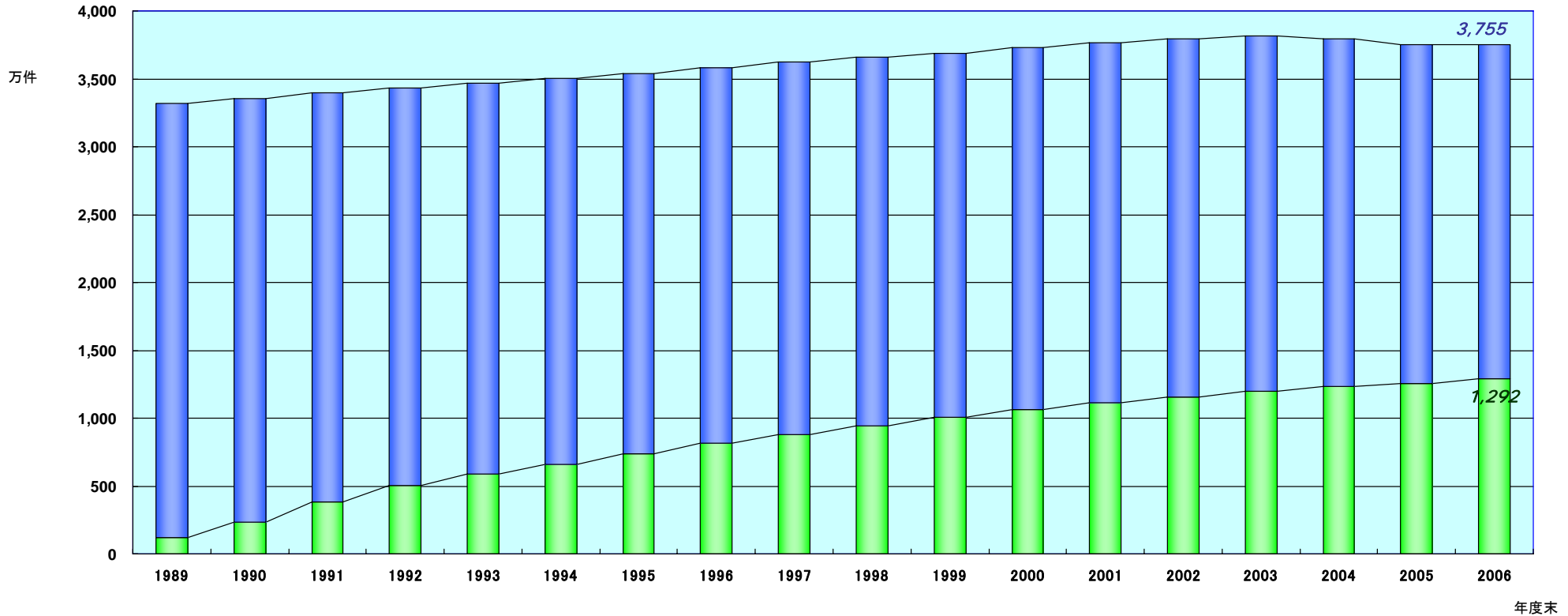
2 衛星放送に係る経費



3 衛星放送に係る収支差額



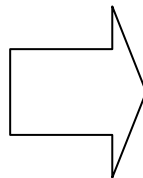
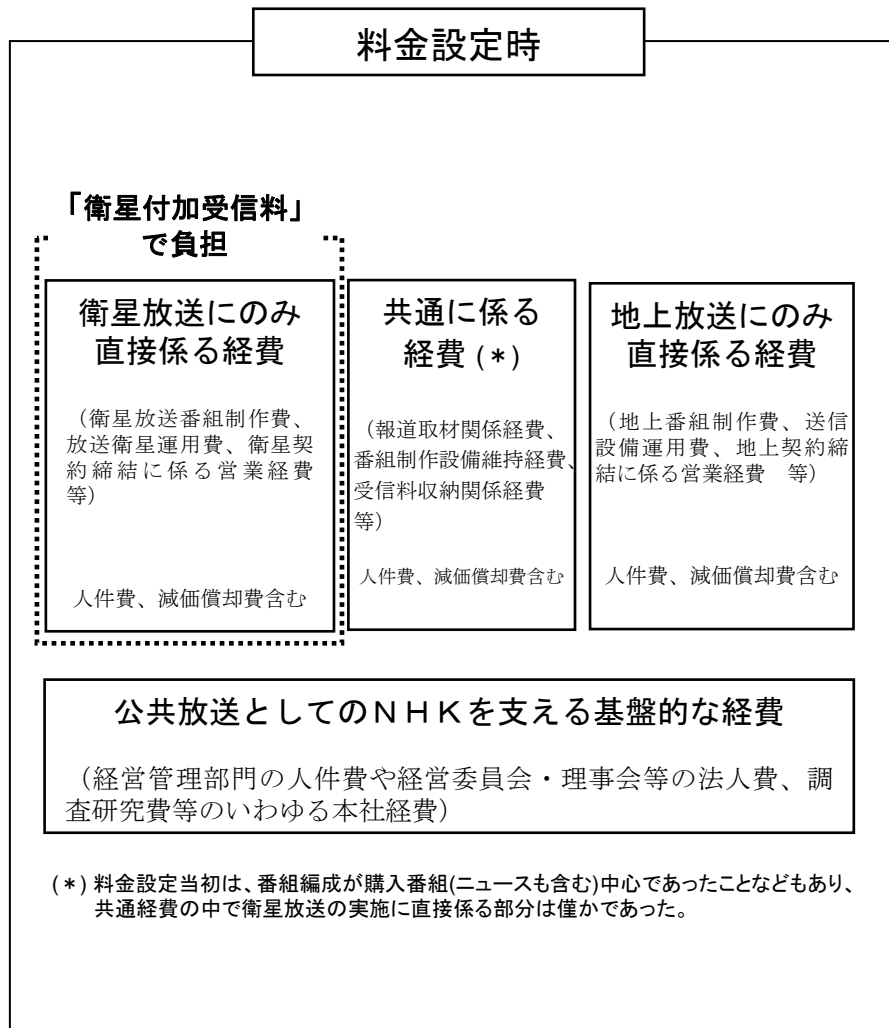
7 NHKの受信契約数の推移



年度末: 万件

	1989 (H1)	1990 (H2)	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)
総数	3,319	3,354	3,394	3,434	3,470	3,503	3,538	3,582	3,628	3,660	3,688	3,727	3,768	3,795	3,816	3,792	3,751	3,755
衛星	121	236	381	501	586	658	737	817	880	946	1,007	1,062	1,116	1,158	1,201	1,236	1,254	1,292
	3.6%	7.0%	11.2%	14.6%	16.9%	18.8%	20.8%	22.8%	24.3%	25.8%	27.3%	28.5%	29.6%	30.5%	31.5%	32.6%	33.4%	34.4%

8 NHKの衛星放送の経費分担



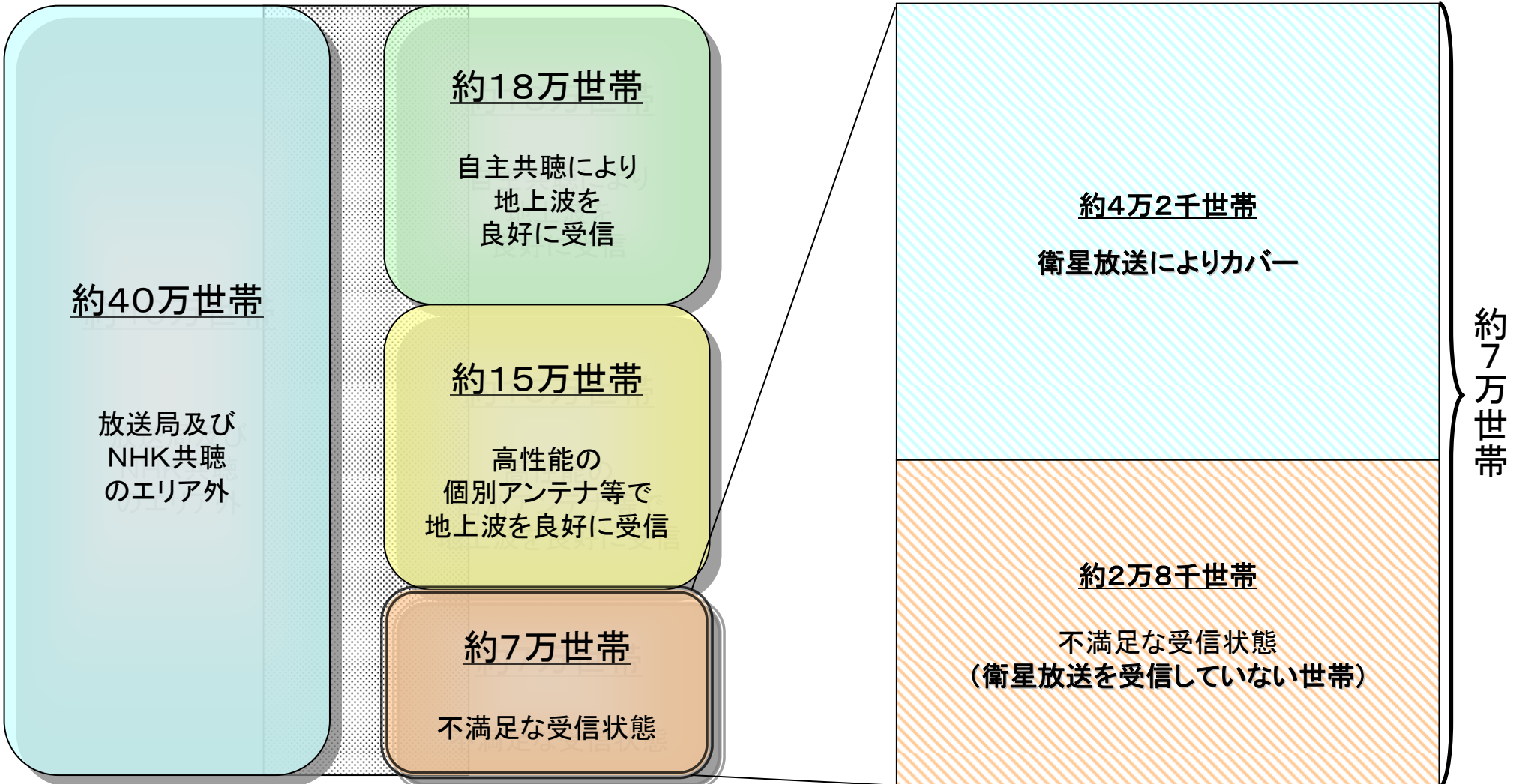
共通経費を衛星放送に係る経費へ配賦

内部制作番組の比率の増加や衛星放送独自のニュース番組の制作など、衛星放送の進展により、業務実態が料金設定当時から大きく変化してきたことに伴い、平成7年度より平成10年度にかけて経費区分の見直しを実施。

9 地上アナログ放送の難視聴世帯の状況

「辺地におけるテレビジョン放送の
難視聴実態調査」等(平成2~3年度)

地上アナログ放送の難視聴
世帯の内訳



約7万世帯

10 放送普及基本計画 (NHKの衛星放送関係)

放送普及基本計画 (昭和63年郵政省告示第661号)

第1 放送局の置局(…)に関して定める指針及び基本的事項

1 放送を国民に最大限普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

イ 衛星系による放送

(ア) 衛星系による放送のうち国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数(以下「放送衛星業務用周波数」とおいう。)の4を使用して行う放送については、**2系統の協会の標準テレビジョン放送((2)ア(イ)(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。)**及び1系統の一般放送事業者の標準テレビジョン放送並びに**1系統のデジタル方式の放送へ円滑に移行するための放送(放送衛星業務用の周波数の1を使用した協会及び一般放送事業者による高精細度テレビジョン放送(協会が行う場合にあっては、技術的な制約がある場合を除き、(2)ア(イ)(B)の協会の高精細度テレビジョン総合放送と同一の放送を同時に行うものに限る。))**を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。
また、これらの放送は、平成19年に終了すること。

アナログ放送
(国内放送(ハードソフト一致)関係)

~H19

(2) 受託国内放送の普及

ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送

(ア) デジタル放送以外の放送

衛星系による受託国内放送のうち、放送衛星業務用の周波数の3を使用して行う放送については、**2系統の協会の標準テレビジョン放送((2)ア(イ)(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。)**及び1系統の一般放送事業者の標準テレビジョン放送及びこれらの重畳する多重放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。
また、これらの放送は、平成19年に開始し、平成23年までに終了すること。

アナログ放送
(受託国内放送(ハードソフト分離)関係)

H19~H23まで

(イ) デジタル放送

- (A) その周波数の1の範囲内において、協会の放送については、1系統の難視聴解消を目的とする放送及び1系統の衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送を標準テレビジョン放送等により行うこと。
- (B) (A)以外の協会の放送については、技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン総合放送1番組(注)を行うこと。
- (C) (略)
- (D) ただし、(A)及び(B)の協会の放送は、(ア)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。

デジタル放送

注 災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を含む。

10-2 NHKの衛星放送を2番組を超えないことを前提に見直すこととした背景

1989年—1994年

- NHKは、衛星放送につき、アナログ方式によるBS1及びBS2の2系統で実施。

1994年—2000年

- アナログ方式によるハイビジョン放送につき、実用化試験として、(社)ハイビジョン放送推進協会がNHKと民放の時分割方式(1つのチャンネルの中で、時間帯を分けて複数の放送事業者が放送)で実施。
- 2000年末からBSデジタル放送を開始するにあたり、デジタル放送によるハイビジョン放送については、NHK、民放とも実施することとなったが、これまで実用化試験として行ってきたアナログ方式によるハイビジョン放送をどのように取り扱うかが議論となった。
- 放送普及基本計画及び放送周波数使用計画の変更に関する電波監理審議会による各放送事業者に対する意見聴取(1998年10月—11月)において、NHKはアナログハイビジョン放送のサービス継続性確保の観点から、本放送による継続を求めたのに対し、民放は、デジタルハイビジョン放送開始以降の継続を求めるものはなかった。

電監審における審議の観点
(1999年6月)

- (1) デジタル方式によるハイビジョン放送への円滑な移行を図る。
- (2) アナログ方式によるハイビジョン放送の継続的な視聴を可能とする。
- (3) 放送番組の多様性を確保するため、NHKの保有メディアが過剰とならない。

審議結果

(1) アナログハイビジョン放送の取扱い

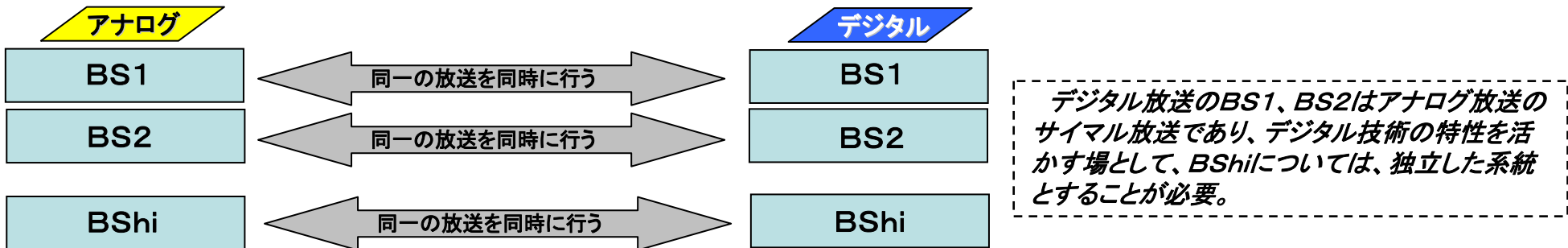
- ・ デジタルハイビジョン放送開始後も、「デジタル方式の放送に円滑に移行するための放送」として、NHK及び希望する事業者が実施。
⇒ NHK以外に希望する事業者がなかったため、NHK単独で実施(現在のアナログBSHi)。
- ・ BS-4先発機の運用終了時期までには終了。 ⇒ 2007年9月で終了。

(2) BS放送におけるNHKの保有メディアの在り方

NHKがアナログハイビジョン放送を継続する結果、BSデジタル放送開始後は3系統での衛星放送となるが、これはBSアナログ放送終了までの過渡的な形態。そもそも2系統であることを踏まえて、BSデジタル放送へ移行した後におけるNHKのBS放送については、2を超えないことを前提に、その全体の在り方を見直す。

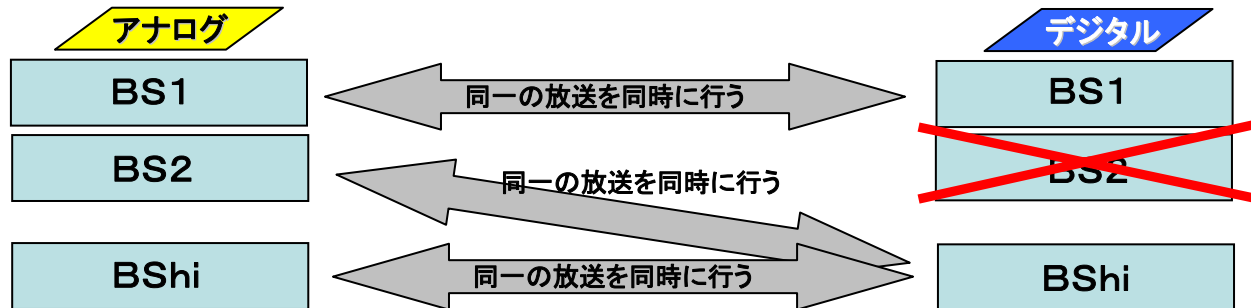
10-3 BSデジタル放送開始時に3系統が必要であった理由

1. デジタル放送における標準テレビジョン放送2番組は、アナログ放送におけるBS1及びBS2のサイマル放送であり、デジタル技術の特性を十分活かすには限界がある。



2. デジタル放送において2系統で行うには、標準テレビジョン放送2のうちの一つとハイビジョン放送を同一内容とすることが必要となるが、以下の理由からBSデジタル放送開始当初からこれを行うことは適当ではない。

- (ア) アナログで提供している標準テレビジョン放送は、約1,000万世帯で視聴されており、デジタル放送開始後もサービスの継続性確保が必要であること。
- (イ) アナログハイビジョン番組とデジタルハイビジョン番組に加え、標準テレビジョン1番組が同一番組となり、周波数の有効利用にもとること。
- (ウ) (ア)の観点から、NHKはBS放送用に既に外国等から標準テレビジョン放送対応の番組の調達を数年先にわたって計画しており、これをハイビジョン放送にしても画質は改善されず、かえってハイビジョン放送に対するイメージを損ない、その普及にマイナスとなること。
- (エ) BSアナログ放送の視聴者の多くは、当面標準テレビジョン放送対応の受像器で視聴すると予想。標準テレビジョン放送のチャンネルでハイビジョン放送の画像を送ると、標準テレビジョン放送対応の受像器では番組画面が縮小して表示されるなど、多くの視聴者にとっては、かえってサービスの質の低下が避けられないこと。



1 1 これまでの経緯

(自) 電気通信調査会 通信・放送産業高度化小委員会 「今後の放送・通信の在り方について」 (2006.6.20)

(NHK関係)

2 業務範囲

(1) 保有チャンネル(8波)のあり方
まずはNHKの各チャンネルが果たしている役割を十分に検証した上で、その役割を終えたと考えられるチャンネルの削減を検討すべきである。

その場合においても、地上波や難視聴解消のための衛星チャンネルは最低限維持すべきであり、その他の衛星チャンネルを検討の対象とするとしても、国民・視聴者の利益に配慮し、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、削減の方法・時期等も含め、十分詰めた検討が必要である。

通信・放送の在り方に関する政府与党合意 (2006.6.20)

NHK関連

・保有チャンネル(8波)の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。

通信・放送分野の改革に関する工程プログラムについて (2006.9.1)

1 NHK関連

(2) 保有チャンネル数の削減

チャンネルの有効活用について検討会を設置し(本年9月)、その報告を踏まえ、電波監理審議会への諮問・答申を経て、必要な制度整備等を行い、2011年までにチャンネルを再編成する。

総務省及びNHKの実務担当による検討 (2006.9—2007.5)

「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」 (2006.6.6)

3(5)NHKの抜本改革

② NHKのチャンネルの削減

現行のNHKの8チャンネルは、電波の希索性、個々のチャンネルの役割等を勘案した場合、公共放送として放送するには、明らかに多過ぎると考えられる。

具体的には、衛星放送については、難視聴対策として行うことが適当であるが、そうした対策は1チャンネルで十分であり、1チャンネルを削減すべきである。次に、FMラジオ放送については、民間のFM放送や音楽配信サービスが普及している現状では、多彩な音楽番組の提供という公共放送としての役割は既に終えたものと考えられる。従って、これらの放送については、必要な周知等の措置を十分に行った上で、2011年までに停波の上、速やかに民間への開放等の措置を取り、視聴者が多様な放送を享受できるようにすべきである。

他方で、地上波テレビ放送については、視聴者のニーズ等を勘案して、直ちに削減することは困難だと考えられる。地方や高齢者への配慮等の観点から、現行の2チャンネルを当面継続すべきである。

衛星ハイビジョン放送が2011年に停波されることを勘案すれば、以上により現行の8チャンネルは5チャンネルとなり、肥大化したNHKのスリム化に貢献するものと考えられる。

1 2 NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討の視点例

○ 放送市場における公共放送としてのNHKの規模、役割

[例]

- ・ 現在、NHKは、テレビ放送に関し、地上波2波＋衛星3波体制で実施しているが、衛星放送の部分はどのような役割を果たしているのか。それは、民間衛星放送事業者によって代替できないのか。
- ・ 衛星放送を維持するためのコストは、NHK全体の経費の中でどの程度を占めており、それが受信料にどのように反映されているのか。
- ・ 衛星放送市場において、NHKは、今後も民間事業者とは異なる先導的役割(ハイビジョン化の推進、市場の拡大等)を担うべきか。

等

○ NHKの衛星放送のチャンネル数削減による国民利用者への影響

[例]

- ・ 視聴可能な番組数の減少など、NHKあるいは衛星放送業界全体として、国民利用者に対するサービス内容の低下を招くおそれがどの程度あるのか。
- ・ 現在、BS2で行われている難視聴対策は、十分維持されるのか。また、地上波のデジタル化に伴う新たな難視聴対策(セーフティネット)との関係をどのように位置づけるべきか。

等